

神奈川県高等学校視聴覚教育研究会規約及び細則

- 第1条 (名 称) 本会は神奈川県高等学校視聴覚教育研究会という。
- 第2条 (目 的) 本会は視聴覚研究を通じて県内高等学校教育の推進に寄与することをもって目的とする。
- 第3条 (会 員) 本会の会員は前条の目的に賛同する県内の高等学校をもって構成する。
- 第4条 (事務局) 本会の事務局は原則として会長校におく。
- 第5条 (事 業) 本会はその目的の達成するために次の事業を置く
1. 視聴覚教材教具を取り入れた学習指導の研究
 2. 研究会、講習会、見学会、講演会の開催
 3. 生徒の放送・情報活動に関する大会の主催
 4. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第6条 (役 員) 本会に次の役員を置く。役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
1. 会長1名 会務を統括し本会を代表する。
幹事会の推薦により総会において選出する。
 2. 副会長若干名
会長を補佐し会長に事故ある時は職務を代行する。
幹事会の推薦によって総会において選出する。
 3. 監査2名 会計の監査をおこなう。幹事会の推薦によって総会において選出する。
 4. 事務局 事務局長、会計、事務局員 をもって構成する。
- 第7条 (会 議) 会議は総会、幹事会とする。
1. 総会は少なくとも毎年1回会長が召集し、次の事項を審議する。
イ 事業報告 ロ 決算報告
ハ 予算審議 ニ 役員選出
ホ 規約変更 ヘ その他本会の運営に関し必要な事項
 2. 事務局会は本会の企画、運営及び役員の推薦などにあたり、本会の重要事項を審議し、総会を代行することができる。但しその決定事項は次期総会で承認を得なければならない。
- 第8条 (議 決) 会議の議決は出席者の過半数をもって決定する。
- 第9条 (会 計) 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。会員校は別に定める会費を納入する。
- 第10条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則1. この規約の改正は、幹事会の同意を得て総会に提案し、その承認を得なければならない。

附則2. 本会の運営に必要な細則は幹事会で決める。

附則3. この規約は昭和34年11月16日より実施する。

附則4. この規約は昭和45年7月11日改正し実施する。

附則5. この規約は昭和49年5月24日改正し実施する。

附則6. この規約は昭和63年5月24日改正し実施する。

附則7. この規約は平成10年5月31日改正し実施する。

附則8. この規約は平成23年4月22日改正し実施する。

細則

1. 規約附則2により細則を定める
2. 本会に次の委員会を置く
イ 委員会（技術講習委員会、校内放送委員会、情報委員会）
ロ 特別委員会
3. 事務局は庶務、会計、広報、編集、渉外、企画の業務をおこなう。
4. 各委員会は規約第5条による事業の企画運営にあたる。
5. 学校設置別の部会を設けることができる。
6. 高等学校・中等教育学校は会費4,000円とする。定時制・通信制・分校・特別支援学校の高等部はその半額とする。

以上

請 求 書

金 4,000円也

ただし、神奈川県高等学校視聴覚教育研究会
平成25年度会費として

上記のとおり請求します。

平成 25年 4月 19日

各高等学校長 殿

神奈川県高等学校視聴覚教育研究会

会 長 加藤 孝夫
(かとう たかお)



振込先

横浜銀行新横浜支店

(店番号364)

普通預金 No.6047089

カガワケン コウトウカッコウシヨウカクキョウイクケンキョウカイ

神奈川県高等学校視聴覚教育研究会

カウ タカ

会 長 加藤 孝夫

振込上のお願い

銀行振込の際、振込者の字数(カタカナ)制限等がある関係上、確認の簡略化のため次のように振込をお願いします。

- ① 基本的には県立、市立等はつけなくて結構です。
- ② 但し、同一校名のある県立、市立の場合には県または市を校名の前にお付けください。

以上 よろしく願いいたします